

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月27日

小国町長 仁科 洋一

小国町条例第 16 号

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小国町国民健康保険税条例（昭和36年小国町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書き中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書きを加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、「キからケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の小国町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。